

■安保法制違憲訴訟の会1周年

「安保法制違憲訴訟みやざきの会」(大口玲子、樋口のり子、前田裕司共同代表、225人)は11月29日夜、結成1周年の記念講演会を宮崎市民プラザで開いた。会員ら約80人を前に名古屋学院大の飯島滋明教授(憲法、行政法)が「改めて安保法制違憲訴訟の意味を考える」と題し講演した。写真。



と題し講演した＝写真。

飯島教授は、安保法により、集団的自衛権を認めることで世界中で武

力行使が可能となることや、緊急事態条項が新設されれば政府の独裁を許すことになる恐れなどを指摘した。

その上で安保法制は「平和的生存権」「人格権」などを侵害しているとし、「多くの市民が声を上げ訴訟に関わることで、立憲主義回復につながる」と訴えた。さらに「違憲訴訟は憲法改正への歯止めとなるだけでなく、国連で議論されている『平和の権利』条約制定にも貢献する」と強調し、さらなる団結を呼び掛けた。

同会は昨年11月30日に結成。安保法制は違憲で平和的生存権を侵害されたなどとして、今年3月に国に対して損

害賠償を求める訴訟を宮崎地裁に起こした。(坂田翔麻)